

# 令和2・3年度の 後期高齢者医療保険料率が決まりました

■問合せ 保健福祉課保険係 ☎24-5111 (内線133)

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度見直すこととされています。令和2・3年度の保険料率は、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和2年第1回定例会(2月10日開催)で議決され、右のとおりとなりました。

## ○均等割額の軽減について

同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額が次の条件に該当する場合は、それぞれの軽減割合に応じて均等割額が軽減されます。令和2年度から下表のとおり、軽減割合と軽減該当条件が変更となります。

### 令和元年度の軽減措置

軽減割合	軽減該当条件
8割軽減 ※	基礎控除額(33万円)以下の世帯で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)
8.5割軽減 ※	「基礎控除額(33万円)」以下
5割軽減	「基礎控除額(33万円) + 28万円 × 世帯の被保険者数」以下
2割軽減	「基礎控除額(33万円) + 51万円 × 世帯の被保険者数」以下



## ○令和2・3年度の保険料率

均等割額	43,600円
所得割額	8.60%
賦課限度額 (保険料の上限) 〈改正〉	64万円 ※令和元年度は62万円

中間所得層の負担軽減を図るため、また上位所得者にも応分の負担を求める観点から賦課限度額が変更となりました。

※本来の軽減制度は7割軽減です。今後、医療費の増大が見込まれる中、全ての方が安心して医療を受けられる健康保険制度を維持していくために、段階的な見直しが行われています。

### 令和2年度の軽減措置

軽減割合	軽減該当条件
7割軽減 〈改正〉	基礎控除額(33万円)以下の世帯で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)
7.75割軽減 ※ 〈改正〉	「基礎控除額(33万円)」以下
5割軽減 〈改正〉	「基礎控除額(33万円) + 28万5千円 × 世帯の被保険者数」以下
2割軽減 〈改正〉	「基礎控除額(33万円) + 52万円 × 世帯の被保険者数」以下

## 第十一回特別弔慰金の支給(戦没者等のご遺族の皆さまへ)

### 支給対象者

令和2年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

#### ◎戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 戦没者等の子
- 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### 支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

### 請求期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日

### 留意事項

- 特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。
- 請求期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。

受付窓口は、請求される方がお住まいの市区町村です。

### ■問合せ

総務課住民係 ☎24-5111 (内線115)